

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第10回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

### 第1 日時

平成18年11月16日（木）午前9時30分から午前11時00分まで

### 第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

### 第3 出席者

（委員長）森脇勝（裁）

（委員） 大島宏彦（学），河野正憲（学・委員長代理），田中清隆（弁），  
渡邊一弘（検）

（庶務） 白木名古屋高裁総務課長，神谷名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）白井名古屋高裁事務局長

### 第4 議題

- 1 平成19年4月の弁護士任官候補者に係る情報の取扱いについて
- 2 平成19年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報の取扱いについて
- 3 その他

### 第5 議事（進行）

- 1 議事要旨の確定について

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会議事要旨（第9回）を確定した。

- 2 説明事項等

- (1) 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要

があることから，白井名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承され，入室した。

(2) 情報提供の依頼方法及び提出された情報に関する説明

庶務から，情報提供の依頼方法（依頼先，周知文書の内容等）及び提出された情報（提出者，提出方法等）について説明がなされた。

3 情報の取扱いについて

(1) 単一の封筒で提出された複数の情報について

弁護士任官候補者に係る情報のうち，作成者（裁判官）が異なる情報が，裸のまま単一の封筒（裁判所名の表記あり）に同封された状態で郵送された。

この情報については，当地域委員会からの裁判所に対する周知依頼文書において留意事項として明記した内容（情報は各裁判官個人から直接当地域委員会に提出してもらう）とは異なる方法で提出されたものであり，情報の秘密保持等の点から問題があるとの指摘がなされたが，いずれも，このことのみをもって下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央の委員会」という。）に送付すべき対象から排除するといった取扱いまではしないこととされた。

なお，今後，当地域委員会が裁判所あてに発出する周知依頼文書においては，情報は各裁判官個人から当地域委員会あてに直接提出すべきものであることを引き続き注意喚起することとされた。

(2) 愛知県弁護士会経由で提出された情報について

再任（判事任命）候補者に係る情報のうち，それぞれ無地の封筒（いずれも「親展」表示あり）に個別に封緘されたものを，愛知県弁護士会の役員である弁護士が，名古屋高裁総務課又は名古屋地裁総務課に一括して持参して提出された（同弁護士会において，どのような取扱いがされたかは不明である。）。

これらの情報については，当地域委員会からの弁護士会に対する周知依頼

文書において留意事項として明記した内容（情報は各弁護士個人から直接当地域委員会に提出してもらう）とは異なる方法で提出されたものであり、情報の秘密保持等の点から問題はあるが、いずれも、このことのみをもって中央の委員会に送付すべき対象から排除するといった取扱いまではしないこととされた。

なお、今後、当地域委員会が弁護士会あてに発出する周知依頼文書においては、情報は各弁護士個人から当地域委員会あてに直接提出すべきものであることを引き続き注意喚起することとされた。

(3) 統一書式を利用して提出された情報について

再任（判事任命）候補者に係る情報のうち、「裁判官指名候補者に関する情報」との標題が付された同一の書式を利用して提出されたものがあった（(2)と同一の情報）。

この点については、弁護士会において、体裁を統一した書式を作成の上、各弁護士に配布したものであることが推測されるが、あくまでも各弁護士において情報を記載・提出しやすくするための形式を便宜的に整えたにすぎず、情報の提出方法としては特段の問題はないとされた。

4 個別情報に関する審議

(1) 弁護士任官候補者に係る情報について

1件（格別提供できる情報がない旨のもの）を除いて、そのまま中央の委員会に送付することとされた。

なお、一委員から、これらの内容について、弁護士からの情報は、すべて裁判官としての適格性につき積極方向であるのに対し、裁判官からの情報は消極方向と、評価が両極端に分かれたことに関して、若干の意見交換があったことから、委員会として、「弁護士と裁判官の職務内容・立場の相違が反映されていると思われる」等のコメントを付したらどうかとの意見が出されたが、感想・評価に類するコメントを中央の委員会に伝えるのは相当ではな

く、その必要はないとされた。

残り1件については、「提供できる情報はない」という内容のみが記載されたものであることから、中央の委員会には送付しないこととされた。

(2) 再任（判事任命）候補者に係る情報について

1件について、「いずれも訴訟指揮の裁量の問題と思われるが、裁判官の訴訟運営上の問題が指摘されているので、参考となる情報として送付する」との当地域委員会としてのコメントを付した上で、中央の委員会に送付することとした。

残りについては、裁判官としての適格性について積極の方向の内容のみが記載されたものであり、他に消極方向の情報もないことから、中央の委員会には送付しないこととされた。

5 中央の委員会への報告について

(1) 情報の送付方法について

中央の委員会に対しては、従前どおり、情報の内容及び当地域委員会のコメントを整理した一覧表に、原情報の写しを添付した状態で送付することとし、最終的な報告文書等の文面等については、委員長及び委員長代理に一任することとされた。

(2) 今後の情報の受付について

本日以降、中央の委員会への報告までに、新たな情報が寄せられた場合には、委員長及び委員長代理において取扱いを検討し、必要に応じて各委員に諮ることとされた。

なお、情報の受付の在り方について、依頼文書上、受付期間を設けた上で、当該「期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける」としている現行の取扱いに関し、一委員から、本来的には、本地域委員会までに寄せられた情報に限り審議するのが原則であるとも考えられること、少なくとも、中央の委員会への報告を終了した後は、情報を受け付ける意味がなくなるこ

と等からすると、情報提供者に、結局、いつでも情報を受け付けてもらえる余地があると誤解されかねないような表現は避けるのが無難ではないかとの意見が出され、今後、検討することとされた。

6 次回地域委員会の予定等について

次回の地域委員会は、平成19年2月26日(月)午前9時30分に開催することとされた。

また、次々回は、同年5月15日(火)午前9時30分に開催することとされた。

以上